

1 研究課題名

日本の法制度や日本人の特性に応じた児童等に対する効果的な代表者聴取技法に関する研究

2 研究担当者

主研究担当者 和智 妙子 犯罪行動科学部少年研究室
他研究員 4 名

3 研究期間

令和 6 年 4 月 ～ 令和 1 0 年 3 月（4 年計画）

4 研究予算

令和 6 年度	1 4, 9 6 8 千円
令和 7 年度	1 4, 6 0 0 千円
令和 8 年度	1 5, 5 0 0 千円
令和 9 年度	1 3, 6 0 0 千円

5 研究課題の背景

警察・検察・児童相談所による児童を対象とした代表者聴取が平成 2 7 年度に開始された。令和 4 年からは児童だけではなく、精神に障害を有する性犯罪被害者に対する代表者聴取の試行が全国で開始された。また、令和 5 年 6 月には、刑事訴訟法の一部を改正する法律が公布され、「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」が新設され、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができるとしている。

このような状況を受け、これまでバックスタッフとして参加することが多かった警察官が代表者聴取を実施する機会が、今後ますます増大すると見込まれている。しかし、現在実務では、アメリカで開発された聴取技法の研修を受けた者がその技法を援用して代表者聴取を行っているが、手法が一定しておらず、これらの手法を使用しても対象者から詳細な供述を得ることが難しい場合が散見され、日本の制度や児童等の特性に合わせた技術の確立と普及が喫緊の課題となっている。

6 期待される成果・波及効果

本研究により、日本の法制度や日本人の特性を考慮した代表者聴取技法を確立でき、国際的にも注目される知見を提出できる。警察庁では、警察大学校や都道府県警察で個別に教養している代表者聴取技法に関して、指導官を育成し役割に応じた段階的な研修体制の構築を検討しており、少年研究室がそれらの研修の中核を担うことが要請されている。これら研修を通して本研究で得られたガイドラインを全国に普及させることで、全国の

警察官が日本の現状に即した代表者聴取技法を用い、被害者にとって負担の少ないやり方で信用性のある供述を得ることができ、事件の解決に貢献できる。

7 関連研究の国内外の状況

司法面接及び児童の聴取については、欧米においては多くの先行研究が実施されてきた一方、我が国においては、学術界では北海道大学名誉教授の仲教授の研究グループのみが中心となって研究しており、少年研究室でも2010年の特別研究より継続的に研究を実施してきたが、いまだ十分であるとはいえない。特に、現在までの研究は欧米の研究知見との一致に着目した研究がほとんどであり、欧米と日本の差異、特に法制度や文化の差異に着目し、その差異を考慮した代表者聴取の面接手法の検討という観点からの研究の蓄積は少ない。そのため、我が国に適した面接手法を早急に検討する必要がある。

8 予定している研究交流体制

関連する研究を行っている欧米やアジア、オセアニアの大学、司法機関等に所属する研究者や実務家と交流し、児童等の聴取技法について情報交換を行い、相互の技術の向上を図る。また、国内の大学等の犯罪心理学、認知心理学、精神医学、臨床心理学、法学等の専門家や代表者聴取を実施している実務家から指導を受け、必要な知識や技術を導入する。当研究課題で得られた成果は、国内外の学会、専門誌において発表し、関係する領域の研究者と意見交換を行う。

※これらの情報は事前評価の時点（予算要求前）のものであり、研究の内容や予算額等は実際と異なる場合があります。